

426.11.13(4) 04時56分

乳幼児医療、重度障害者医療、ひとり親家庭等医療等の地方単独
医療費助成事業に係る医療費の審査支払い事務について

○上記の地方単独医療費助成事業に係る医療費の審査支払い事務については、全てを国保連合会に委託しており、医療機関・薬局は「国保・後期分」については、電子レセプト（平成20年6月頃）により請求されていますが、「社会保険分」はシステム連携が不可能であるため、紙レセプトにより請求されています。

○公費（地単）分を国保連合会にすべて委託している理由は、県の公費医療費支給事業費県費補助金が医療費の審査支払事務を国保連合会に委託した場合に要した経費のみを補助対象としているためです。

○小郡三井医師会より現状のやり方では、医療機関・薬局にとっては請求書等を提出のため国保連合会等に出向く必要があるほか、大量の紙レセプト出力や編綴作業等、電子請求のメリットである事務処理の効率化が大きく損なわれている現状がある。一方、この地方単独医療費助成事業の審査支払い事務を各市町村が社会保険診療報酬支払基金に委託した場合、医療機関・薬局は他の公費併用分の診療報酬の請求と同様に電子レセプトで請求できることから、大幅なコスト削減・事務処理の効率化につながる。

よって、この地方単独医療費助成事業の審査支払い事務を県下の市町村が委託先の変更を検討しやすいように、福岡県の事務手数料等に係る補助金交付要綱の見直しなどの環境整備を福岡県に要望するよう市に対し要望書が提出されています。

（平成26年5月16日要望書受理…市長会を通じて県へ継続要望中）

○こうした状況の中、福岡県では社会保険診療報酬支払基金へ公費医療費の審査支払い事務を委託した場合、補助対象とすることが検討しており、検討の参考とするため各市町村の意向調査が行われました。

（福岡県の検討内容は、事務費の県費補助については、国保連合会、支払基金の委託単価のうちどちらか低いほうを補助基準額とする予定。平成26年度の平均手数料は支払基金が80.60円/件で、国保連合会が66.0円/件です。）

○現在、診療報酬の請求に当たっては、厚生労働省保険局の請求省令により一部の医療機関を除いて、原則電子請求を行うことが義務付けられている。

（国保連合会は平成27年度以降も今まで通り公費（地単）分を受託する方向）

○現在、県内の市町村では福岡市が平成24年度から支払基金への委託を行っています。

○この地方単独医療費助成事業実施に当たって、医師会へ毎年100万円弱の医療事務手数料を支払っています（算出根拠は取扱い件数×30円）。

平成 26 年 5 月 15 日

小郡市長 殿

一般社団法人小郡三井医師会
会長 蒲池 壽

要 望 書

時下 貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成 18 年 3 月に厚生労働省告示が改正され、地方単独医療費助成事業に係る審査支払事務が追加され、平成 18 年 4 月より社会保険診療報酬支払基金において各市町村が行っている乳幼児医療、重度障害者医療及びひとり親家庭等医療等が受託可能になりましたが、福岡県においては、平成 24 年 4 月より福岡市が委託を行ったのみで、支払基金への委託が進んでいない状況にあります。現在、診療報酬の請求に当っては、請求省令により一部の医療機関を除いて、原則電子請求を行うことが義務付けられており、電子媒体若しくはオンラインによる請求が行われています。しかしながら、乳幼児医療等の地方単独医療費助成事業における診療報酬については、従来より「社会保険」分を国保連合会に請求することとなっており、その請求は紙レセプトで行われています。

このことにより、医療機関・薬局にとりましては、請求書等を提出のため国保連合会等へ出向く必要があるほか、大量の紙レセプトの出力や編綴作業等、電子請求のメリットである事務処理の効率化が大きく損なわれているのが現状です。この地方単独医療費助成事業の審査支払事務を各市町村が支払基金に委託することにより、医療機関・薬局は、他の公費併用分の診療報酬の請求と同様に電子レセプトで請求できることから、大幅なコスト削減・事務処理の効率化に繋がることとなります。

また、各市町村や保険者においても電子レセプトでの請求により、省資源化・省スペース化、高額療養費の調整に係る事務負担の軽減等、医療保険関係者全体でのコスト削減・事務処理の効率化が期待できます。

つきましては、この乳幼児医療等の地方単独医療費助成事業の審査支払事務を県下の市町村が委託先の変更を検討しやすいように、福岡県のこれら事務手数料等に係る補助金交付要綱(乳幼児医療費支給事業費県費補助金交付要綱、重度障害者医療費支給事業費県費補助金交付要綱、ひとり親家庭等医療費支給事業費県費補助金交付要綱)の見直しなどの環境整備を福岡県に対しご要望いただきますようお願い申し上げます。

(公印省略)

課長	主務係長	係
		
事	務	連 絡

平成26年7月24日

各市町村公費医療主管課長 殿

福岡県福祉労働部児童家庭課長
 (母子福祉係)
 福岡県福祉労働部障害者福祉課長
 (社会参加係)

社会保険診療報酬支払基金への委託に関する意向調査について(依頼)

本県における公費医療費(乳幼児、重度障害者及びひとり親家庭等医療費)支給事業の推進につきましては、日頃からご協力いただき感謝申し上げます。

さて、公費医療費支給事業費県費補助金は各補助金交付要綱(以下、「要綱」という。)において、医療費の審査支払事務を国民健康保険団体連合会(以下、「国保連」という。)に委託した場合に要した経費を事務費として補助対象と規定しています。

現在、県において、社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)へ公費医療費の審査支払事務を委託した場合、補助対象とするか検討を行っているところです。

つきましては、検討の参考とするため、支払基金への審査支払事務委託について、各市町村の意向調査を行いますのでご協力をお願いします。

記

○意向調査表 別紙のとおり

○締め切り 平成26年8月22日(金)

○提出先 福岡県福祉労働部児童家庭課母子福祉係 武末

○提出方法 以下のアドレスあてにメールにてご回答ください

takematsu-r4988@pref.fukuoka.lg.jp

○留意点

①支払基金の審査委託事務手数料 80.60 円/件 (平成26年度平均手数料)※国保連は 66.0 円/件

※事務費の県費補助については、国保連、支払基金の委託単価のどちらか低いほうを補助基準額とする予定。(委託単価の差額は市町村負担となります。)

②支払基金への委託によって想定される影響(支払基金の説明による)

- ・社会保険分の公費医療費の算出にあたり、支払基金における医療費の審査結果が反映される。
- ・社会保険分の連名簿がデータ提供可能(CSV形式)
- ・市町村が行っている社会保険分の高額療養費調整事務を支払基金が代行できる。
- ・上記の場合、高額療養費の算定は全て一般所得として算定。所得額に応じた高額療養費限度額が反映されない。
- ・委託開始にあたって、システム改修が必要な場合がある。

※詳細は各市町村から支払基金に対して確認を行ってください。

※平成24年度から福岡市が基金への委託を実施しています。



3 ページ

平成25年度小郡三井医師会収支決算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：円)

科 目	平成25年度 予算額	平成25年度 決算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
1)基本財産運用益	0	0		
1基本財産受取利息	0	0		
2)受取入会金	500,000	520,000	20,000	
1受取入会金	500,000	520,000	20,000	
3)受取会費	25,980,000	25,780,000	△ 200,000	
1受取会費	25,500,000	25,300,000	△ 200,000	A会員30万×70 B会員15万×26 30万×1
2互助会受取会費	480,000	480,000	0	6,000×79 2,000×3
4)事業収益	10,800,000	10,811,802	11,802	
1学校心臓検診委託料	3,000,000	2,987,838	△ 12,162	小郡市、大刀洗町、久留米市、 東明館小学校
2胸部レントゲン読影委託料	3,000,000	3,112,520	112,520	小郡市、大刀洗町、久留米市
3休日診療収益	2,600,000	3,036,939	436,939	社会保険、国民保険、後期高齢 者医療保険、患者一部負担金
4事務手数料収益	2,200,000	1,674,505	△ 525,495	生命保険等団体事務費
5)受取補助金等	6,404,000	7,592,000	1,188,000	
1在宅当番医制運営事業補助金	4,044,000	4,044,000	0	小郡市、大刀洗町、久留米市
2生涯教育補助金	60,000	63,000	3,000	県医師会
3救急医療対策費補助金	2,300,000	2,371,000	71,000	県医師会
4地域在宅医療推進事業費補助金	0	1,114,000	1,114,000	福岡県
6)受取負担金	750,000	780,000	30,000	
1建設負担金（休日診療センター）	500,000	500,000	0	
2その他負担金（表彰負担金）	250,000	280,000	30,000	
7)受取助成金等	1,830,000	1,880,210	50,210	
1受取県医助成金	220,000	226,200	6,200	県医師会
2受取医師信用組合助成金	210,000	210,000	0	県医師信用組合
3受取乳障親助成金	300,000	283,000	△ 17,000	県医師会
4受取乳障親事務手数料	1,100,000	1,161,010	61,010	小郡市、大刀洗町、久留米市
8)雑収益	1,314,000	2,016,139	702,139	
1受取利息	70,000	71,634	1,634	
2受取配当金	500,000	567,523	67,523	ニッセイ総合福祉団体定期保険
3雑収益	744,000	1,376,982	632,982	
経常収益計	47,578,000	49,380,151	1,802,151	

要 望 書

小三医発第 89 号

平成 11 年 11 月 16 日

殿

小郡三井医師会長 佐々木一彦

乳障母等医療制度に対する協力補助金について

乳障母医療制度は昭和 49 年に福岡県で施行され今年で 25 年になります。その間、各医療機関においては、患者から一部負担金を徴収する代りにレセプトを作成し、医師会がそのレセプトを回収して一括して国保連合会に持参しております。このことは、患者に対する各市町村窓口での償還払いの代行であり、市町村の医療費業務の簡素化に充分貢献しているものであります。

また、乳障母医療制度の改正、医療保険法の改正等においては、改正内容の医師会から医療機関への周知徹底、医療機関においてはその把握等、事務の煩雑化が見られます。そしてまたレセプト用紙の保管管理、配付でも同様です。

この筑後地区には久留米、大牟田、八女筑後、柳川山門、大川三潞、浮羽郡、甘木朝倉、小郡三井の 8 つの医師会がございますが、上記の理由に対して 5 つの医師会においては、計 20 市町村から補助金の支給があっており、予算化のないのは浮羽郡、甘木朝倉、小郡三井医師会のみとなっております。なお、小郡市については、平成 11 年度より事務手数料として支給されることになりました。

つきましては、平成 9 年度より地域保健法の施行に伴って、母子保健法に基づく各種保健サービスの実施主体が各自治体となったことにより、乳障母の整備充実は急務であり、当会としても全面的に協力を惜しまない所存でありますので、出費多難な折、誠に恐縮に存じますが、次年度の予算化を是非とも宜しくお願い申し上げます。

(参考)

小郡市事務手数料 1 件当たり 30 円

殿

要 望 書

(乳障母等医療制度に対する協力補助金について)

両 筑 三 医 師 会

(甘木朝倉医師会、小郡三井医師会、浮羽郡医師会)

6 ページ

乳障母等医療制度に対する協力 補助金について（要望書）

秋冷の候、貴職におかれましては益々御清栄にて御活躍のことと、お慶び申し上げます。

扱、標記につきまして、乳障母医療制度は昭和49年に福岡県で施行され今年で23年になります。その間各医療機関においては、患者の一部負担金の徴収をレセプト作成により代替し、医師会としてそのレセプトを回収し取りまとめ、一括して国保連合会に持参しております。このことは、患者の各市町村窓口での償還払いの代行であり市町村の医療費業務の簡素化に十分貢献しているものであります。

又、市町村が実施する4ヶ月、7ヶ月、10ヶ月、1才半、3才児検診に医師会として小児科専門医を派遣し、栄養指導、育児指導を実施、又小児科専門の医療機関でも発達教育等乳障母制度の整備充実を計っております。

当筑後ブロック医師会には、久留米、大牟田、八女、柳川山門、大川三潞、浮羽、小郡三井、甘木朝倉の8つの医師会があり、上記の理由に対し5つの医師会においては、計20市町村から補助金の支給があっており予算化のないのは当浮羽郡、小郡三井、甘木朝倉医師会のみとなっております。

就きましては、平成9年4月より地域保健法の施行に伴って、母子保健法に基づく各種保健サービスの実施主体が各自治体となったことにより、乳障母の整備充実は急務であり、当会としても全面的に協力を惜しまない所存でありますので、出費多難な折誠に恐縮に存じますが、次年度の予算化を是非よろしくお願い申し上げます。

（参 考）

＊乳障母子件数による補助金の目安、1件あたり50円

甘木朝倉医師会	年間約 44,964件	補助金 2,240,000円
浮羽郡医師会	年間約 28,800件	補助金 1,440,000円
小郡三井医師会	年間約 39,672件	補助金 1,980,000円

（平成9年8月度を基準）

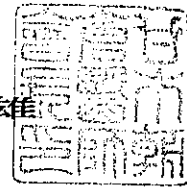
両 筑 三 医 師 会

(甘木朝倉医師会、小郡三井医師会、浮羽郡医師会)

甘木市大字頓田 2 9 4 番地の 1

甘木朝倉医師会

会 長 福 嶋 文 雄



小郡市上岩田 1 2 4 6

小郡三井医師会

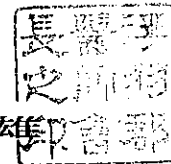
会 長 佐々木 一 彦



浮羽郡吉井町字石亀 6 9 2

浮羽郡医師会

会 長 田 村 文 雄



平成 9 年 1 1 月 7 日